

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（7万円/1世帯）のお知らせ

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり7万円）は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要な場合があります。

給付金の支給額

1世帯あたり 7万円

給付金の支給時期

1月中旬頃に西宮市から送付する「給付金のご案内」を受け取った日からおおよそ2週間後が目安です。また、「給付金のご案内」の受取口座の記載がない場合は、給付金を受けるための手続きが必要なため、支給までお時間をいただく場合があります。

支給対象と届出の有無

支給対象

令和5年（2023年）12月1日時点で西宮市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

令和3年度～令和4年度に「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円）」、「価格高騰緊急支援給付金（5万円）」または令和5年度に「価格高騰重点支援給付金（3万円）」を西宮市で口座振込による給付を

受けられた方

受けられていない方

1月中旬頃に対象世帯に「給付金のご案内」を送付します。
振込口座の変更をしない場合は
手続不要です。

※振込口座の変更を希望される場合は、
手続きが必要です。

詳しくは裏面「I」へ

届出が必要です



1月中旬頃に対象世帯に「給付金のご案内」を送付します。
振込口座を記入、通帳等のコピーを同封の上、返送をお願いします。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 対象となる世帯には、西宮市から給付内容や確認事項が書かれた「給付金のご案内」が届きます。
- ※令和5年度住民税の未申告者が世帯におられるなど、「給付金のご案内」が届かない場合がありますので、未申告者が非課税相当の場合は、西宮市価格高騰重点支援給付金コールセンターまでご連絡ください。
 - ※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。
 - ※租税条約に基づき課税を免除されている方を除きます。
 - ※支給要件を満たしていない場合は、給付金の返還を求める場合があります。

I 令和3年度～令和4年度に「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円）」、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（5万円）」または令和5年度に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（3万円）」を西宮市で口座振込による給付を受けた方

- 「給付金のご案内」の内容（支給要件、振込先等）を確認して、お間違いがなければ**手続きは不要です**。令和6年1月下旬を目途に、記載された給付金口座に振込を開始します。
- **振込口座の変更を希望される場合**は、コールセンター又はホームページから届出用紙を取り寄せ、振込口座を記入、通帳等のコピーを同封の上、**令和6年1月23日（火）までにご返送ください**。

※振込口座を変更される場合は、令和6年2月以降の振込となります。

II 令和3年度～令和4年度に「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円）」、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（5万円）」または令和5年度に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（3万円）」を西宮市で口座振込による給付を受けていない方

- 給付金を受け取るには、**届出が必要**です。
- 「給付金のご案内」の「受取口座届出書」に振込口座を記入して、通帳等のコピーを同封の上、**令和6年2月29日（木）までにご返送ください**。

※上記の届出期限までに届出がない場合は、本給付金を辞退したとみなします。

※辞退される場合は、下記コールセンターに連絡してください。



電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（7万円）の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

西宮市価格高騰重点支援給付金コールセンター
☎0120-583-012（非課税世帯 7万円専用）

受付時間 平日8:45～17:30

▼最新の情報はこちらから

西宮市 重点支援給付金

検索

※課税情報は個人情報であるため、給付対象となるかについてはコールセンターではお答えできません。

※コールセンターの混雑緩和のため、「課税情報を教えてほしい。」「自分の世帯にお知らせは送付されるのか。」といったお問合せはお控えください。